

広島県告示第五百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	名称	医療法人社団福匡会奥坊クリニック
居宅サービス事業を行う事業所	主たる事務所の所在地	福山市西桜町一丁目六一
	名称	奥坊クリニック
指定年月日	所在地	福山市西桜町一丁目六一
		平成一八年四月一日